

2025 年 7 月 3 日

新潟県知事 花角 英世 様
新潟県防災局長 中村 広栄 様

意見書：柏崎刈羽原発再稼働には合理性も必要性もない
新潟県は、政府の再稼働要請に同意してはならない

原子力市民委員会

座長 大島 堅一

委員 後藤 忍 後藤政志 清水奈名子 茅野恒秀
松久保肇 武藤類子 吉田明子

2024 年 3 月、政府は新潟県および柏崎市、刈羽村に対して、柏崎刈羽原発の再稼働について、立地自治体としての同意を求めた。柏崎刈羽原発の 6、7 号機については、原子力規制委員会は、新規制基準への「適合」の判断を済ませていることから、新聞などでも、「残るハードルは新潟県の花角英世知事の同意」（2025 年 4 月 15 日、朝日新聞）のみであるかのように報じられている。

私たち原子力市民委員会は、2011 年 3 月の東日本大震災・東京電力福島第一原発事故を受けて、2013 年 4 月に発足した独立の市民シンクタンクとして、福島原発事故の甚大な被害を直視し、原発ゼロ社会への転換が急務であると考え、脱原発のための具体的かつ現実的な政策提言および「公論形成」のための場をつくることに取り組んできた。福島原発事故後に策定された新規制基準および、それに基づく審査や、原発事故時の避難対策の実効性の問題は、私たちが取り組んできた中心課題のひとつである。

あわせて、原子力市民委員会は、国策として原子力利用が進められる中で、自治体が果たすべき役割と責任を重視してきた。その観点から、私たちは、新潟県が、2002 年に発覚した東京電力の組織的なトラブル隠しを受けて「技術委員会」を設置し、2007 年の新潟県中越沖地震後の検証などに取り組んで来たことに注目してきた。福島原発事故後、新潟県での検証において、事故の技術的な分析とともに、事故対応に関わる東京電力の社内対応や自治体への情報伝達などの問題にも踏みこんだことは、福島原発事故の真相究明にも重要な役割を果たしたと私たちは考えている。

それゆえに、新潟県が福島原発事故に関わる「三つの検証」を不自然なかたちで打ち切り、県民が 14 万筆以上の署名を集めて直接請求した柏崎刈羽原発再稼働についての県民投票条例案を新潟県議会が否決したことは、再稼働を急ぐあまり、正当な手続きや民主主義を軽視したものであると私たちは懸念している。県内 5 カ所で行われている公聴会についても、事前に公述人の選定を行う、会場傍聴を認めない等、透明性に欠け、公論形成の場としては不十分である。

原子力市民委員会は、主に以下の 5 点から柏崎刈羽原発の再稼働は容認できず、新潟県に対して、政府の再稼働要請に同意しないことを求める。

1. 原発は未成熟な技術であり、新規規制基準の「適合」は、安全を意味しない。福島原発事故以前から指摘されていた柏崎刈羽原発 6、7 号機 (ABWR) の技術的な脆弱性も解消されていない。
2. 原発事故時の「緊急時対応」(避難計画など) が非現実的であり、県民を守る内容となっていない。新潟県が原発事故時の防災・避難計画の前提としている原発事故の想定(規模) が楽観的すぎる。想定を超えた事故が発生したときに、新潟県は機能不全に陥るおそれがある。
3. 政府の原発回帰政策には合理性がなく、原発の必要性もない。新潟県が、県民の生命と財産、地域の産業や文化の未来への継承をリスクにさらしてまで原発稼働に同意する必然性がない。
4. 福島原発事故の当事者でありながら、東京電力はその責任を果たそうとしていない。度重なる不祥事から考えても、東京電力に原発を運転する資格はないことは明らかである。
5. 新潟県が独自に取り組んできた「技術委員会」や福島原発事故後の「3 つの検証」で示されてきた重要な論点について、近年、新潟県がそれを軽視し、原発再稼働に不利な議論や、不安を抱く県民の声を表明化させないような対応が繰り返されている。

「緊急時対応」についての説明会においても、県民から多くの疑問がだされたのにも関わらず、その疑問に答えずに決定してしまったことは、県民の生命、財産を守るという自治体の責任を放棄するものである。このような不自然かつ不誠実なプロセスによる再稼働への同意は、県政に重大な禍根を残すものである。

以 上

◆ 補足資料

- p.3 ・だまされてはいけない、原発事故の被害
～福島事故の教訓から訴える柏崎刈羽原発の再稼働反対～
後藤政志(元東芝、原発設計技術者／原子力市民委員会 原子力技術・規制部会長)
- p.9 ・原子力防災の問題点
～福島第一原発事故、能登半島地震の教訓から～
満田夏花(国際環境 NGO FoE ジャパン理事／原子力市民委員会 アドバイザー)
- p.15 ・柏崎刈羽原発再稼働に道理はない
大島堅一(龍谷大学政策学部教授／原子力市民委員会 座長)

◆ 本件についての問い合わせ

原子力市民委員会事務局

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町 16-16 iTEX ビル 3 階(高木仁三郎市民科学基金内)

Tel: 03-6079-8083 E-mail: email@ccnejapan.com <https://www.ccnejapan.com/>

2025 年 7 月 3 日

原子力市民委員会 原子力技術・規制部会長

(元東芝、原発設計技術者)

後藤 政志

だまされてはいけない、原発事故の被害

～福島事故の教訓から訴える柏崎刈羽原発の再稼働反対～

1. 福島原発事故の概要と被害の実態

原発事故は様々な原因で、様々な形態の事故が起こり得る。事故のあり方そのものは非常に幅が広い。原発事故からの避難や被ばくの被害について、詳細な検討やシミュレーションまでやっているが、事故の想定そのものが、安全を考慮すべき厳しい事故など全く検討すらしていない。そもそも、事故で格納容器が健全である保証は全くない。格納容器が破損すると、運転員も避難せざるをえなくなり、使用済燃料プールの核燃料が破損し大規模損壊事故に至ることがあり得る。航空機衝突や攻撃など事故やテロによってはいきなり使用済燃料プールが破損して大事故になることもありうる。

事業者が示す事故シナリオは、代表的な事故を取り上げたとしているが、それらはあくまで起こり得る事故の平均的な事故、せいぜい 30 km 圏内に影響が留まる程度の事故しか取り上げていない。にも拘らず、避難する条件や避難すべき人の数、被ばくする時の範囲と深刻さを考慮せずに、平均値を「定量的に示すこと」で、それをはるかに超えるような事故が実際に起こりうることを無視してきた。すなわち福島事故で問題とされた、いわゆる「最悪のシナリオ」（近藤駿介内閣府原子力委員会委員長が作成）では、福島第一原発から半径 170km 圏内がチェルノブイリ事故の強制移住基準に相当し、半径 250 km 圏内が、住民が移住を希望した場合には認めるべき汚染地域になると試算されている。

当時の過酷な状況について、NHK メルトダウン取材班が、1500 人もの関係者へのインタビューから分析したルポ、『福島原発事故「10 年目の真実」…「東日本壊滅」という最悪シナリオを回避できた「本当の深層」』¹から一部を引用する。

あの事故で死を覚悟したときはあったのか。

この 10 年、事故対応にあたった幾人もの当事者にそう尋ねてきた。ほぼ例外なく「死ぬと思った」という答えが返ってきた。とりわけ事故 4 日目の 3 月 14 日、2 号機が危機に陥った時「もう生きて帰れないと思った」と語る人が多かった。（中略）テレビ会議では、吉田所長や武藤副社長が血相をかえて「格納容器がぶっ壊れる」「とにかく水をいれろ」と怒鳴っている。

後に吉田所長は、「このまま水が入らないと核燃料が格納容器を突き破り、あたり一面に放射性物質がまき散らされ、東日本一帯が壊滅すると思った」と打ち明けている。」

日本が亡びる可能性すら想定されたことは、最悪のシナリオを検討依頼した菅直人元首相（東電福島事故対策を指揮した）も同様な発言をしている。

¹ 講談社マナー現代 <https://gendai.media/articles/-/80522>

同取材班は結論として、「この極限の危機において、人間は核を制御できていなかった。それが「真実」である。」と述べている。

他方、事故の実態は時間の経過とともに少しずつ明らかになってきたが、デブリによる原子炉基礎のコンクリートの喪失²が分かったのは、事故から 10 年以上たってからだ。未だに、事故原因の解明は半分程度しか進んでいない。おそらくこれ以上事故原因の解明が大きく進むことはないであろう。なお、福島および関東周辺の森林等の汚染は、半減期により減衰しているが、人体や環境に全く影響のない安全な線量になるまでは、数十年から 100 年の時間がかかる。また、国内外の反対の意見を無視して強行したトリチウムを大量に含む「処理汚染水」の海洋放出は今も続いており、少なくとも 30 年から 40 年、海に放射性物質を垂れ流し続ける。一旦起きてしまうと、とり返しがつかない事故になるのが原発事故である。そのことを忘れて再稼働に走ることなど論外である。

2. 破綻している原子力規制

福島原発事故後に施行された新規規制基準は、原子炉事故時に事故の収束や被害の低減をする「安全対策」を要求しているが、全く実効性がないことが明らかになってきている。東日本の原発は、多くは福島と同じ沸騰水型（BWR）で、東日本大震災で停止した後は、全 BWR がずっと停止していた。2024 年 10 月に女川 2 号機が、年末には島根 2 号機が約 13 年ぶりに再稼働を実施した。しかし、女川 2 号は起動準備中に原子炉内の中性子検出装置に異常があり停止した。東北電力は些細なトラブルのように説明したが、実際は原子炉を運転制御する上でもっとも重要な検出器の異常で、しかも容易に改造等できない BWR 共通の欠陥と言って過言ではない技術課題である。また、その後再稼働した島根原発でも原子炉の水位が計測できない異常が 1 時間にわたって起き、原因調査をした。その結果、事故時に使うため新たに設置した水位計で、水位が正しく計測できていないと判断されたが、水位計そのものは異常はなく、運転員が水位計の仕様をよく理解していなかったことによる人為的ミスだとしてそのまま運転に入った。そもそも、事故対策として新たに設置した水位計が、正常に動いているのか異常なのかすら判断ができないような計測器であること自体が異常であり、ハードの欠陥である。運転員のミスにはいけない。福島事故も米国スリーマイル島原発事故も水位計が事故原因に深く関わっていることから、そうした基本的な技術問題を、きちんと把握することすらできないというのが原子力規制委員会の実態なのではないか。

私が新規性基準が有効ではないとする理由を以下に列挙する。

- ①原発の設計、製作は 1970 年から 1980 年代にピークを迎えるが、未だに原子炉や格納容器ほか主要なシステムは当時の設計のままである。
- ②福島事故前に「過酷事故対策」を自主基準としてやっていたが、福島事故で破綻した。福島事故後、「重大事故対策」として、電源の強化や冷却系の強化、格納容器の破損対策やフィルターベントの設置など、一見様々な装置を追加したように見えるが、それらの装置類は、事故の時に健全で安全装置として働くことを前提にしている。
- ③しかし、「事故時に働くべき安全装置が故障して事故収束ができなくなることが、福島事故の重

² 2022 年 5 月、福島第一原発 1 号機の原子炉基礎部のコンクリートが損傷していることが判明した。参考報道、2022 年 5 月 28 日、朝日新聞デジタル <https://digital.asahi.com/articles/ASQ5W6QLFQ5VUGTB00J.html>

要な教訓であった」にも拘らかわらず、基本的に装置の故障を考慮した設計になっていない。事故は単なる機器の故障というよりも、働くべき装置が個々の部品等の故障で機能を失うことが、事故につながると考える必要がある。

④原発の基本は設計基準事故時（設計基準として与えられた環境）に働くようになっているわけだが、重大事故時には設計基準を超えた環境なので、建設時に作られた装置類は原則として使用できないことになる。そこで、「重大事故対策」は、新たに設置するため、その多くは「可搬型の電源車」や「可搬型の冷却用ポンプ」や「可搬型のタンク車」および「可搬型の放水砲」などである。可搬型を原則にするのは、ひとつには、もともと出来上がっている原発に新たに設置することがスペース的にも仕組みとしての組み込みも難しいこと、さらに本体と同じところに設置してあると、地震や津波、火災などで同時に破損する懸念があるからである。

⑤重大事故対策は、可搬型の機器を離れた所に保管し、初期の地震や津波などが収まった時点で、人が保管場所まで移動し、車等に搭載した機器類を原子炉建屋近くまで運び、配管やケーブルをつなぎこみ、その場で機器類を作動させて、重大事故に備えることにしている。しかし、2024年の能登半島地震で、地面が4mも隆起し、道路が崩壊するようなことが、起きることが明らかになり、「可搬型」の装置類が基本的に使えないことが分かった。しかも、こうした複合的な災害時に複数の作業員が短時間にミスなく作業ができるとは、極めて難しい。実際に、福島事故で可搬型のポンプ等で次々とトラブルが発生し、うまくいったと思っても、重大事事故時には機能しない状態になっていたことが後からわかっている。設計基準地震動や設計津波自身が予想される最大のものとは言えない。さらに、格納容器が破損した時に、放射能の拡散を防ぐため、外部から「放水砲」で水を噴霧し、放射能を撃ち落とすという、常軌を逸した事故対策が、原発の安全対策の最後に出てくる。こんな、科学も技術も無視した方針を全国の原発に対して「有効である」としている原子力規制委員会・原子力規制庁など、全く信用できない。

3. 「センサーをつけたから安全」は技術の現実をみない「殺人マシン」と同じ

結論として、私が元原発設計技術者としていえることは、『原発の耐震設計は、工学的に耐震設計する設計条件が示されていない（現在の設計基準地震動は最大値ではない。最大値はわからない。）』ので、原発の設計も評価もできない』ということである。さらに、重大事故対策も、装置をつけただけで、装置の故障を考えていないことが重大な欠陥だ。複雑な原発の仕組みの中で、機器の部品の故障は避けられないが、原発は安全装置が確実の作動する仕組みになっていない。かつて六本木の商業施設のビルの回転ドアで子供が挟まれて死んだが、設置した事業者は「赤外線センサーがあるから、子供がはさまれそうになっても、センサーが働き、止まるしくみになっているから安全だ」としていた。しかし、実際にはセンサーが作動せず、子供が頭を挟まれ亡くなってしまった。この回転ドアは、安全装置（ここでは赤外線センサー）が故障しても安全が確保できる仕組みになっていなければ、人が死に至るような大事故に直結する設備であり、これでは「殺人マシン」と言われても仕方がない。原発もその大半が、センサーの故障や誤作動に対して、フェールセーフ（故障しても、安全に止まれる仕組み）化ができていない。にも拘わらず、例えば「格納容器フィルターベント」を設置したので、格納容器の圧力が上昇して、設計条件を超える状態になっても、フィルターを介して蒸気やガスを外部に出すので、冷却でき安全性が高まった」と説明しているが、当該系統を動かすための、計測系のセンサーや制御系の回路やバルブの開閉機構等のさまざま

な箇所で故障のリスクがあり、故障した時に装置全体が機能喪失することを考えていない。これでは、機器類の膨大な数の部品の故障率に応じて、失敗するリスクがある。こうした、原発の仕組みを「確率的安全」といい、鉄道などで採用されている「確定的安全」の仕組みとは、根本的に違う。実際に、新幹線は開業以来、鉄道側の責任で死者がでていない。鉄道の仕組みは、故障しても自動的に止まる設計になっているが、原発は故障した場合に、止まる安全が成立しないことが、「原発が安全」ではないことを示している。

同様の議論を航空機に当てはめると、航空機も様々な安全装置を付けているが、故障に対しての確実の対策はできないので、最後は人の手で操作することになるが、航空機の特徴からエンジンが停止すれば、かなりの確率で墜落し死亡者が出る事態になる。その限りにおいては、原発も同じだが、違いは、事故による被害の程度がくらべものにならないほど大きいということである。そして、航空機に乗る時には事故で死ぬこともあり得ると考えているため、搭乗前に保険をかける人もいる。飛行機事故が気になる人は、乗らない選択もできる。しかしながら、原発事故はめったに起きるものではないとしながらも、仕組みとして大規模な事故への進展が避けられず、最悪の事故では数千万人のひとが被災し、近くの住民は急性死亡の危険性さえあり得る。しかも、その後 100 年以上に渡って、故郷を追われることになる。そもそも、人口の数分の 1 とか半分近い人が退避せざるを得ない場合、国が亡びることになり得る。

4. 最悪のケースを考えない「被ばくシミュレーション」など安全性とは関係ない

新潟県の原子力安全対策課が 5 月 16 日付けで公表した、被ばくシミュレーションは格納容器等が健全であることを前提にし、しかも無限にある事故のシナリオから一部を抽出し、放射線量を仮定して基準を満たすとか満たさないとか言っている。このシミュレーションは、原発の仕組みのごく一部が機能しないことを仮定しているが、その他の仕組みが機能を維持（故障や人的エラーもない）できることを前提にしている。したがって、例えば格納容器からの若干の漏えいを考慮しても、最悪の状態ですら急激に破損、破壊することなど全く考慮していない。基本的に「最悪のケースを考えていない対策」など、安全対策とは言えない。そもそも、そうした極めて甘い仮定の下で求めた被ばくシミュレーションを元にした避難計画など、仮定の上に仮定を重ねてでっち上げた「夢物語」である。一見技術的に見える、「放射性物質がどこでどれだけ捕集（トラップ）されるかを量的に示す値である DF（捕集効果）値は、10 であれば 10 分の 1 に、DF100 であれば 100 分の 1 になることを示す。この値も事故シナリオの設定とは別に、極めて不確定な要素を含むから、何ヶタもの不確定性を考えておく必要がある。DF を勝手に、100、1000、10000 といった数値を仮定することで、環境に出る放射性物質の量は大幅に違ってくる。

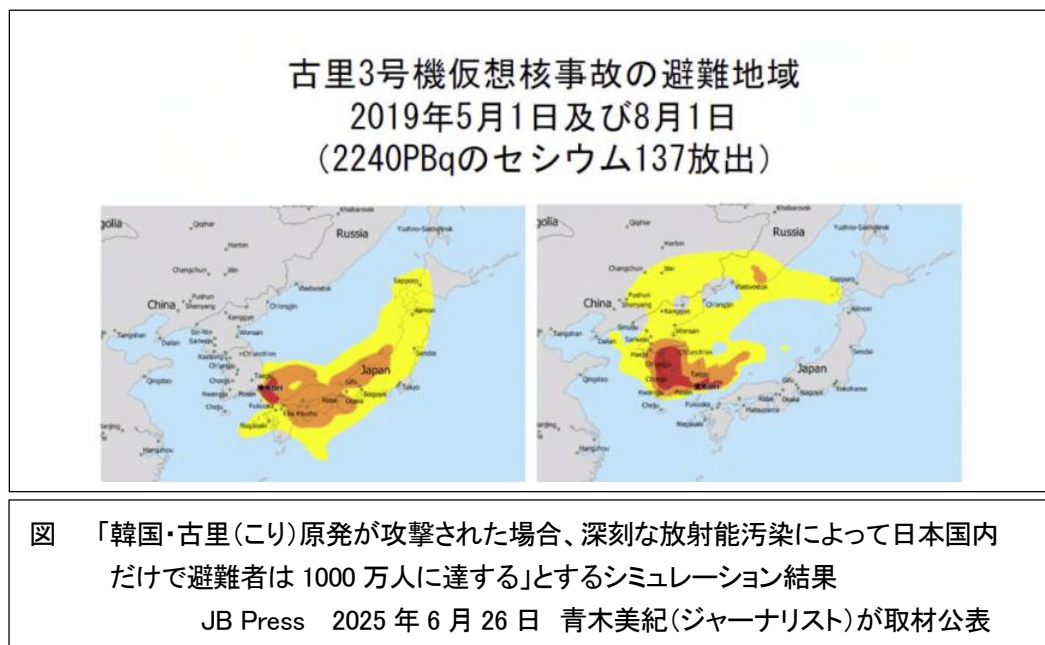
したがって事故シナリオから、そもそも、その時の炉内あるいは格納容器内の圧力、温度条件とそれによる放射性物質の存在形態（エアロゾルや希ガスなど）と漏えい経路、漏えい時間等により、何ヶタもの違いが生じることは、原子力における常識である。（なお、筆者は格納容器からの放射性物質の漏えいや、漏えい個所における放射性物質の NUPEC（原子力発電技術機構等という）に東芝側で関わってデータを取り、論文に書いている。）

そもそも、事故時の DF の値など、バルブの開閉の仕組みで、いくらでも変化する。原発が無数の部品からなる「確率的安全」の仕組み（前述）でしかないにもかかわらず、DF を議論すること自体が「悪質なでっち上げ」と言える（後藤の見解）。

5. 韓国古里原発事故の放射能拡散シミュレーションは、日本では 1000 万人、韓国でも数百万人が避難を強いられるとされている。

新潟県の被ばくシミュレーション結果は、極めて限定された仮定の上に行われた、数例にすぎない。これらの値をはるかに超える事故シナリオは無数にある。一例をあげれば、航空機が事故またはテロで原発に衝突した時に、原子炉建屋が破壊し、使用済燃料が破損あるいは、使用済燃料プール壁が破壊し、大量の放射性物質がごく短時間で放出されることがあり得る。また、事故シナリオの中で、福島事故の原因についても分かっていないことが多々ある。水素爆発や水蒸気爆発が起きた時には、避難することができない事態も十分考えられる。

なお、ジャーナリストの青木美希さんが、韓国で公表された古里原発の放射能拡散のシミュレーションを紹介している。青木さんは、このシミュレーションに関わった元原子力委員会委員長代理であった鈴木達治郎さんへのインタビューで、古里原発の仮想核事故の予測として、風向きによっては、下図左側のように、放射性物質が朝鮮半島東側に拡散し、日本で 1000 万人、韓国で数百万人が避難を強いられる、という予測結果を示してる。



このシミュレーションでも複数のケースが検討されており、避難指示による韓国の避難者は平均 850 万人、最大で 5000 万人。日本では、平均 510 万人で最大 4000 万人に上るという。日本の場合、任意避難を含めると、最大 1 億 1860 万人、つまり日本のほぼ全人口に相当する人が被災する。このシミュレーションも、ある仮定の元に原子力の専門家が実施した結果であり、すべてこのようになるとは限らないが、決して根拠のないものではない。最悪の事態を推測したものとするべきであろう。むしろ、日本の国や、新潟県における被ばくシミュレーションは、最悪のシナリオを示さずに、極めて軽微な事故に対してのみシミュレーションで数値を出すこと自体が明らかな「ごまかし」であり、詐欺と言っても過言ではない。

原発再稼働の是非に関する意見は、様々あることは承知の上であるが、少なくとも万一事故が起きた時の「潜在的被害者」である住民、市民に対して、新潟県は「①規制が確認すべき大規模損壊

の最悪のシナリオとそれによる被害の程度およびその発生確率（発生可能性）を示すこと。②最悪とまでは言えないが、発生すると影響の大きい重大事故の規模とその発生可能性について、どこまで分かりどこから先が分からないのか、明確にすべきこと。③少なくとも、安全性に関して、県は住民、市民に、原発から受ける被害の大きさと発生可能性について、ごまかしのない説明をする義務がある。そして、説明を聞いた上で、県民の生活と生命の安全および持続可能な環境の安全について判断するのは、住民、市民ひとりひとりだ。原発の危険性があきらかである以上、その理由に関係なく潜在的被害者である住民、市民には、人権として原発を拒否する権利がある。例え、少数者であろうと。原発を拒否することは、人権を守る戦いであり持続可能な未来への第一歩である。ひとりひとりが自信を持って反対の声を上げよう。

以上

参考文献資料

1. 原子力資料情報室通信「原発回帰は福島事故の再来を招く最も危険な選択である」
後藤政志、No. 608 号（2025. 2. 1）、No. 610 号（2025. 4. 1）、No. 611 号（2025. 5. 1）、No. 613 号（2025. 7. 1、この号にノーマル・アクシデント理論紹介）
2. 雑誌「季節」2025 年春号「もし、柏崎刈羽原発が襲われたら」後藤政志
航空機落下による原子炉建屋の破壊シミュレーション。大型航空機と戦闘機の衝突解析を報告
3. 新潟県の被ばくシミュレーション結果。
要約版：<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/450352.pdf>
報告書全文：<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/450361.pdf>
4. JB Press 「【韓国原発攻撃シミュレーション①】北朝鮮のドローン攻撃で放射能拡散、日本は1000 万人避難…米国の介入で戦争に」青木美紀（ジャーナリスト）、2025 年 6 月 26 日
<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/89099>
5. 「広島保険医新聞」に掲載された「形骸化している福島事故の教訓」
上、中、下、3 件の論考。参考用。後藤政志
6. 新潟県原子力安全対策課の「被ばく線量シミュレーションの結果について」
令和 7 年 5 月 16 日を解釈するために作成した資料 後藤政志

原子力防災の問題点

～福島第一原発事故、能登半島地震の教訓から～

1. 県民の声は反映されず

6 月 27 日、石破首相が議長を務める原子力防災会議で、「緊急時対応」（地域の避難計画や国の対応をまとめたもの）が了承された。

「緊急時対応」は、5 月 2 日に最終案が示された後、6 月 1 日、7 日に柏崎市および長岡市において説明会が開催された。参加者から複合災害時の対応や屋内退避の運用、避難の実効性など多くの疑問が出された。質問時間が不十分であることへの不満も表明された。

このわずか 4 日後の 6 月 11 日には、内閣府などの国の関係省庁と新潟県が構成する地域原子力防災協議会が開催され、「緊急時対応」を原子力規制委員会の原子力災害対策指針（以下、指針）に照らして「合理的である」と確認した。

6 月 25 日には、東京で開かれた会合において、新潟県内外の市民団体が内閣府に対して「県民の疑問・質問に真摯に向き合ってください」「このまま原子力防災会議で了承しないでください」と要請した。参加した新潟県民の一人は、「説明をきいても、“避難はできないかもしれないから被ばくしてください。大した量ではないので”と聞こえる。本来、原発をつくるときは放射能をもらさないことが前提だったはず。被ばくが許容できるかどうか決めるのは私たちのはずだ」と発言した。

その 2 日後には緊急時対応が原子力防災会議で了承された。県民の疑問の声は置き去りにされたままである。

2. 福島第一原発事故の教訓

福島第一原発事故は、地震・津波・原発事故がほぼ同時に発災するという複合災害であった。

放射能汚染は広範囲に及び、30km よりも離れた飯舘村も全村避難を強いられた。60km はなれた福島市も $20\mu\text{Sv}/\text{時}$ 超を観測した。現在の指針では「一時移転」の基準である。

3 月 12 日から 15 日にかけて、1 号機、3 号機、4 号機が相次いで爆発し、大量の放射性物質が放出された。2 号機は爆発こそ免れたものの、圧力抑制室の破損により大量の放射性物質が放出された。原子力安全・保安院の推計（2011 年 10 月）によれば、放出され

たセシウム 134, 137 は 33 ペタベクレル（ペタは 10 の 15 乗）に及んだ。後述するように新潟県が 5 月 15 日に発表したシミュレーションの前提は、その 1 万分の 1 のオーダーと大幅な過小評価となっている上、放出時間を 24 時間と区切っている。

放射性物質を含む大気は風向きや地形に応じて広がり、雨・雪により、土壌に放射性物質が沈着し、長期にわたる放射能汚染を引き起こした。14 年以上経過しても、いまだに帰還できない地域がある。廃炉も道筋がみえず、事故由来の放射性廃棄物の種類や量などの全体像も把握されていない。影響は広く、複雑で、長期にわたる。

3. 「緊急時対応」の問題点

「緊急時対応」は、住民を被ばくから守るものとはなっていない。そもそも原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針は、福島原発事故の教訓を踏まえたものではなく、影響範囲を小さくとり、避難をミニマムにし、屋内退避に大きく依存したものとなっている。

① 避難計画策定の範囲（30km 圏）は狭すぎる

福島第一原発事故の教訓を踏まえれば、30km を超えて避難しなければならないレベルの放射線量となる可能性もあり、現在、避難計画を必要としている想定範囲 30km 圏は狭すぎる。

② 「屋内退避」の効果は限定的

UPZ（概ね 5-30km 圏）の住民は全面緊急事態となった場合でも避難せず、屋内退避ということになっている。しかし、屋内退避で被ばくが十分低減できるわけではない。内閣府原子力防災の試算では、木造家屋で自然換気では、積算被ばく量の削減は 50%程度にとどまっている¹。PAZ でも UPZ でも木造家屋が多い。

放射性物質を含んだプルームが繰り返し到来した場合など、時間の経過に伴い屋内退避の効果は薄れる。福島第一原発事故の際は、家屋の屋根などに放射性物質が付着したため、屋内の方が放射線量が高くなった例もみられた。

指針では 20 マイクロシーベルト／時で一時移転、500 マイクロシーベルト／時で即時避難としている。すなわち UPZ の住民は高線量下での避難を強いられることとなる。新潟県では UPZ に対しても安定ヨウ素剤の事前配布が進められており、これは評価されるべきことである。しかし、配布は一部にとどまる。備蓄も行われているが、避難途中で配布されることとなっており、自治体職員のキャパを考えれば非現実的である。また、ヨウ素剤が十分な効果を発揮するタイミング²で服用できるかは疑問である。

¹ 令和 2 年 3 月内閣府「原子力災害発生時の防護措置 ―放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避― について [暫定版]

² 被ばく 24 時間前から被ばく 2 時間後までの間に服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集

③ 複合災害で、避難も屋内退避もできないことがある

2024 年 1 月 1 日に発災した能登半島地震においては、多くの家屋が倒壊し、道路が至るところで寸断された。これは、いざ複合災害が生じたときに、避難も屋内退避もできないことがあるということを示している。

柏崎刈羽原発の場合、豪雪期が重なれば、避難が不可能になることが予想される。これは多くの県民からも指摘されている。

「緊急時対応」においては、複数の避難経路の確保、海路での避難、屋内退避の継続などが挙げられているが、いずれも心もとない。

複数の避難経路の確保といっても、集落の唯一の道路が通れず代替の避難路にもたどり着けないことも多いだろう。能登半島地震では、道路が至るところで寸断された。共同通信によれば³、志賀原発の重大事故時の避難ルートに定めた国道や県道計 11 路線のうち、過半の 7 路線で崩落や亀裂による通行止めとなり、30 キロ圏内の輪島市と穴水町では、8 集落 435 人が孤立状態になった。

「海路の避難」については、悪天候、津波のリスク、港の隆起などで、あてにできない。

「屋内避難の継続」については被ばく防護という意味では、後述するように大きな問題がある。



写真上：能登半島地震で倒壊した家屋
(2024 年 11 月撮影)



写真下：能登半島地震では地盤が隆起し、港が使えなくなった

④ 「PAZ でも屋内退避」＝重篤な影響をもたらす可能性のある高レベルの被ばくを許容

新潟県のシミュレーション結果は、福島第一原発事故に比して想定が甘く、放射性物質放出量をセシウムで比較すると 1 万分の 1 と格段に少ない前提となっている。

そうした甘い想定であっても、原発から数 km 地点で、屋内退避をした場合の実効線量は IAEA の判断基準である 100mSv/週をはるかに超え、300mSv を超えるレベルとなっている（次ページ図）。

積の 90%以上を抑制する。（原子力規制委員会「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」）

³ 共同通信 2024 年 1 月 30 日「志賀原発の避難道路、過半が寸断 能登地震で 7 路線、実効性揺らぐ」

【ケース5】 24時間後に漏えい+フィルタバント（6,7号機同時事故） p9

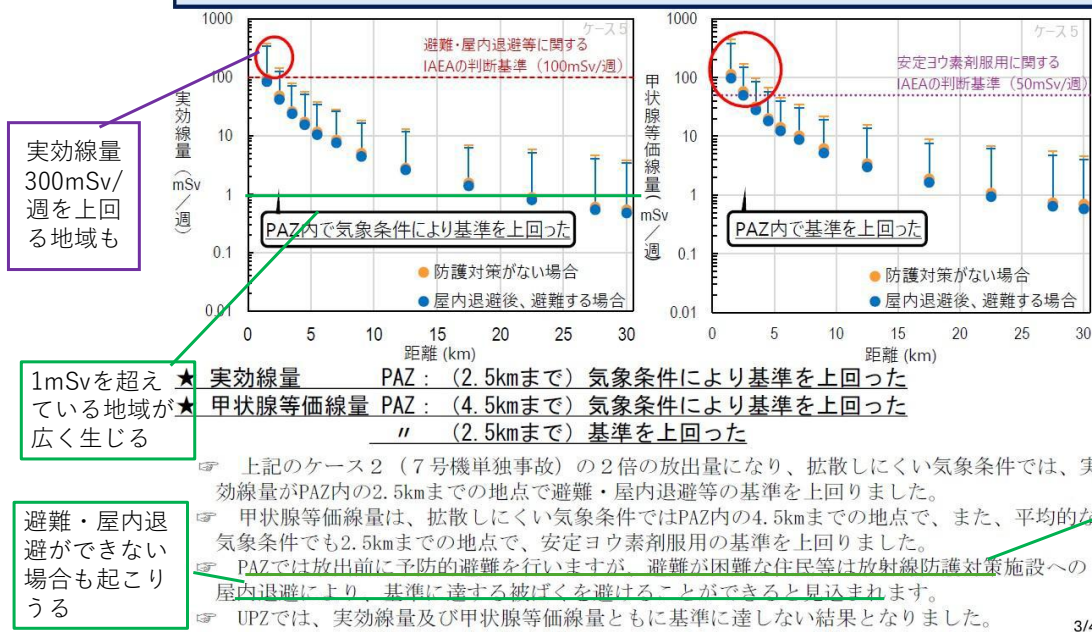


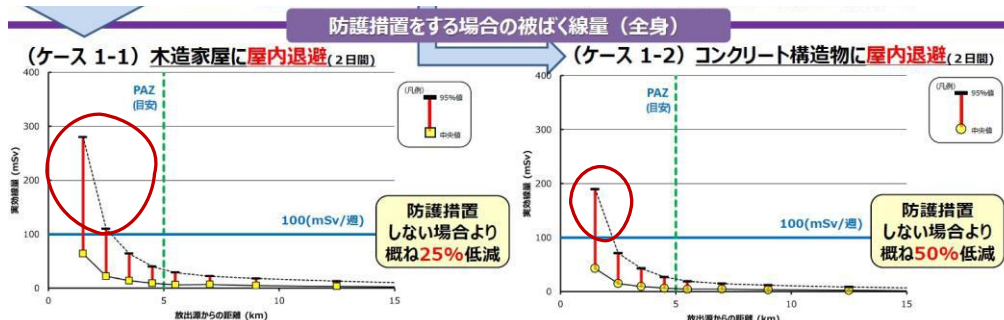
図 新潟県が実施した被ばくシミュレーション（2025年5月）に一部加筆

指針において、PAZ（原発から5km圏内）において、原発の全面緊急事態に即時避難としている。これは、屋内退避では十分な被ばく防護とならず、「放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため」のIAEAの判断基準を超えてしまうからだ。これは、規制庁のシミュレーションでも示されている（下図参照）。

それにもかかわらず、現在の緊急時対応では、暴風雪や大雪時などではPAZの住民は屋内退避、積雪量が多く直ちに避難が困難な場合においても屋内退避継続ということになっている。これは「対策」といえるものではなく、住民が「重篤な確定的影響を回避又は最小化」できないレベルの被ばくをすることを許してしまう。

屋内退避をしてもIAEA基準*を上回る

前提：セシウム137が100テラベクレル（福島第一原発事故の100分の1程度の規模）
IAEA基準：全身100mSv/週
甲状腺等価線量50mSv/週



原子力規制庁
「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」平成26年5月28日

⑤ 放射線防護対策施設は機能するか、必要とする住民を収容できるか

避難の実施により健康リスクが高まる者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設（合計 17 施設）へ収容することとなっている。また、集落が孤立した場合、住民は放射線防護施設に避難することが想定されている。

いざという時、放射線防護対策施設は機能するのだろうか。

能登半島地震においては、志賀原発 30km 圏内の 21 の放射線防護施設のうち、6 施設に損傷や異常が起きていた⁴。2 施設は使えずに閉鎖し、病院など別の 2 施設は患者らを移した。断水は全 21 施設で起きた。

地震による損傷以外にも、誰が陽圧化装置を操作するのか、十分なスペースがあるのかななどの問題がある。たとえば、柏崎刈羽原発から 2km ほど離れた高浜コミュニティセンターは、放射線防護対策施設となっているが、収容人数が 65 名で、宮川地区の住民 180 名に加えて原発に近い近隣の大湊地区の 30 人を収容することはできない。また、海岸近くであり、津波のリスクが高いこと、鉄筋コンクリートではないことなど不安が多い。自治体職員が陽圧化装置を操作することになっているが、「事故を起こしている原発の脇を通過して、自治体職員が到達できるのか。結局は私たちだけで操作しなければならないのではないかと近隣住民は疑問視する。

外気から放射性物質を取り除くフィルターが設置されているが、希ガスは通してしまうため、被ばく防護という点でも万全ではない。



高浜コミュニティセンター（写真上）
に設置された陽圧化装置（写真下）

⑥ バスと運転手は確保できるのか

緊急時対応では自家用車での避難を原則とするが、雪道での事故を不安視する声も多く、また、高齢化に伴い免許を返納してしまった人も少なくない。

共同通信が、県バス協会会員に行った調査で、住民避難用に稼働できるバスの台数は、保有する計 1282 台のうち、1 割強に当たる 134～177 台にすぎないことが明らかになった⁵。国の計画では PAZ（5km 圏）の避難に 177 台、UPZ（5～30km 圏）で基準値を超えた場合に最大 1,357 台が必要とされる。すなわち、住民避難に必要なバスの台数を、県内事業者だけでは確保できないということになる。

⁴ 共同通信 2024 年 2 月 21 日配信

⁵ 共同通信 2025 年 5 月 8 日配信

ドライバーが確保できるかも見通せない。県と県バス協会は協定を締結しているが、県が協力を要請できるのは、ドライバーの被ばく限度年1ミリシーベルトを下回る場合である。バス会社にとっては、ドライバーの安全を確保することは当然であり、年間1ミリシーベルトの被ばく限度を上回るかもしれない地域に派遣することはできない。また近年の運転手不足で平時のドライバーの確保ですら問題であることも指摘されている⁶。

⑦ 自治体職員は手いっぱい

緊急時対応では、緊急時には現地対策本部が立ち上がり、自治体職員が動員され、各種連絡、住民への情報伝達、避難誘導、避難退避時検査、避難用バスの手配、安定ヨウ素剤の配布等々の業務を行うことになっている。

とりわけ複合災害の際、自らも被災し、また、地震・津波の緊急時対応で手いっぱいの状況である自治体職員が、これに加えて原子力防災の業務を行うことが可能だろうか。

⑧ 原子力災害が、自然災害による被害の救助を阻む

原子力規制委員会は、「自然災害と原子力災害の複合災害の場合は、人命最優先の観点から自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対応することが基本」と述べている。

しかし、自然災害と原子力災害のどちらが優先かというのは意味がない。地震・津波という物理的な脅威が迫っている中、現実的にはそちらが優先にせざるをえないだろう。しかし、だからといって、原子力災害の脅威が蔑ろにされていいはずはない。色にもおいもなく、わかりづらく、健康被害との因果関係が立証しづらいが、放射能被ばくの影響を軽んじていいということにはならない。

原子力災害発生が、自然災害への対応を阻むことも大いに考えられる。たとえば他地域から救援に入れなくなり、地域が孤立することも考えられる。福島第一原発の際には、請戸の浜では、避難指示が出されたことにより、がれきに埋まった人の救助に向かうことができなくなった。請戸の浜の悲劇を忘れてはならない。

4. まとめ

原子力防災は、住民を被ばくから守る最後の砦である。これが機能しないとなれば、原発は動かすべきではない。自然災害が激甚化し、その対応に注力しなければならない中、原発事故対応に費やす余力はない。

現在の緊急時対応は、複合災害の対応などに多くの問題を抱えている。また、県民の疑問にもこたえられていない。これでは県民を守ることはできない。このまま柏崎刈羽原発を動かすべきではない。

⁶ 新潟日報 2025 年 5 月 9 日「柏崎刈羽原発の避難計画 バス避難、実態と隔たり」

柏崎刈羽原発の再稼働に道理はない

はじめに

東京電力柏崎刈羽原発 6, 7 号機の再稼働は、技術的問題にとどまらず、地域社会とエネルギーの将来を根本から問う問題をはらんでいる。以下では、柏崎刈羽原発再稼働の問題点を、必要性、経済性、正当性、危険とリスクの 4 つの観点から述べ、再稼働に道理がないことを示すことにする。

1. 再稼働「必要論」の誤り

1-1. 電力需給上の必要性はない

柏崎刈羽原発の再稼働を正当化する理由として、しばしば「電力の安定供給のために必要である」という主張がなされる。しかし、東京電力エリアの需給状況を客観的にみれば、こうした主張に根拠はない。

電力広域的運営推進機関（OCCTO）が公表した 2025 年度の電力需給見通し¹によれば、東京電力エリアでは、柏崎刈羽原発の再稼働を見込まなくても、2025 年度夏季の供給予備率は、厳気象 H1 需要²に対して夏季・冬季ともに予備率 3%以上を確保できる。

東京エリアでは近年、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの導入が着実に進み、ピーク需要の一部を十分にカバーできるようになっている。需給逼迫が予想される場合には、地域間融通、デマンドレスポンス (DR) や蓄電池の活用等、柔軟かつ迅速に対応可能な手段が複数存在している。

したがって、柏崎刈羽原発の再稼働がなければ電力が足りない、という主張は需給実態に照らして成立しない。

1-2. 気候変動対策上の必要性もない

再稼働のもう一つの根拠として、気候変動対策、すなわち温室効果ガスの排出削減のために原発が必要であるという主張がある。しかし、この論理も実態に照らして正当化できるものではない。

第 1 に、第 7 次エネルギー基本計画（2025 年 2 月）における 2040 年度の原子力比率（約 2 割）は実現可能性に乏しい。新規制基準適合性審査の申請をしていない原発が存在しており、老朽炉の廃炉が進み、高コストのため原発の新設が困難な状況にある中、この比率を満たすことは困難である。仮に柏崎刈羽原発の 6・7 号が再稼働したとしても日本全体の電源構成に与える影響は小さく、CO₂削減への寄与もわずかなものととどまる。

第 2 に、脱炭素に向けた主要な推進力は再生可能エネルギーの拡大である。太陽光、風力、小水力、バイオマスなどの再エネ電源は、近年、導入コストが大幅に低下しており、政府の発電コスト検証においても事業用太陽光の LCOE（均等化発電原価）は原子力を下回る水準になっている³。実

¹ 電力広域的運営推進機関調整力及び需給バランス評価等に関する委員会事務局(2025)「2025 年度の厳気象 H1 需要時の需給見通しについて」3 月 19 日。

² 過去 10 年間で最も厳気象であった年度並みの気象条件での最大電力需要のことをいう。

³ 発電コスト検証ワーキンググループ (2025)「発電コスト検証に関するとりまとめ」2 月 6 日、p.4。ただし、こ

際には、政府の発電コスト検証以上に価格低下が起きていることを背景に太陽光や風力等の変動性再生可能エネルギー(VRE)の加速的拡大が続いており⁴、電力供給のほとんどを満たしうることがIEAによって示されるようになってきている⁵。

第3に、国際科学雑誌に掲載された論文において、原発の増加はCO₂削減をもたらさないこと、再生可能エネルギーの増加こそがCO₂削減をもたらすこと、原発が再エネの拡大を妨げること等が明らかになっている⁶。原発は、再エネの変動性を吸収するための柔軟な火力や蓄電との競合を招き、結果として再エネの導入余地を圧迫する。

以上のように、気候変動対策を理由に柏崎刈羽原発を再稼働することには道理はない。

2. 経済合理性の欠如

2-1. 発電コストの高さと経済的非効率性

柏崎刈羽原発の再稼働は、経済合理性の観点からも正当化できない。原子力発電は「発電単価が安い」「経済性に優れる」といった通説が繰り返されてきた。しかし、現実のコスト構造を精査すれば、その主張は成り立たない。

柏崎刈羽原発では、福島第一原発事故後の追加安全対策として、東京電力が公表した費用総額は2019年時点の見込額で1兆1690億円にのぼる。その後も、新規制基準適合性審査の過程で得られた知見等による見直しがあり、2024年11月8日時点で「安全対策コストの総額が見極められない状況」となっている。

当然ながら、柏崎刈羽原発の再稼働を断念し、再稼働のための安全対策工事をしなければ、その分、費用の節約ができ、再生可能エネルギーなど他の電源への投資もできていたはずである。そもそも、東京電力は、原発事故を引き起こした事業者であることを忘れてはならない。原発こそ東京電力にとって最も高コストの電源である。このことを無視して原発の経済性を語ることはできない。

2-2. 電気料金は下がらない

柏崎刈羽原発が再稼働すれば電気料金が下がるという言説がある。この言説もまた誤りである。

東京電力は、2023年に経済産業省へ家庭向け規制料金の引き上げを申請した際、柏崎刈羽原発6、7号機の再稼働を前提としていた。つまり、2023年の東京電力の電気料金改定の際に、柏崎刈羽原発再稼働の効果はすでに織り込まれている。そのため、仮に柏崎刈羽原発が再稼働したとしても電気料金は下がらない。

また、2023年に東京電力が原発稼働による電気料金引き下げ効果を示しているものの、これは再稼働を前提として事実の一部を切り出しているにすぎない。2023年の東京電力の電気料金改定資料を基礎に分析すると、原発再稼働の電気料金引き下げ効果(モデルケースで123円/月)は原発再

の政府検証には再エネ、原子力ともに問題があり、再エネについては過大評価、原子力については過小評価になっている。原子力の発電コストは現実的想定の下では19.7～23.0円/kWhと推計できる。詳細は、大島堅一・松久保肇(2025)「原子力のコスト計算の問題点」『環境と公害』Vol.55, No.1, pp.2-8 参照。

⁴ IEA (2024), Renewables 2024: Analysis and forecasts to 2030. 日本が停滞しているのとは裏腹に、欧州・米国、中国を含む世界の再生可能エネルギーの導入は加速している。例えば2024年の中国の太陽光の導入量は約420GWに及んでいる。原子力の伸びはほとんどない。

⁵ IEA (2024), Integrating Solar and Wind: Global experience and emerging challenges

⁶ Sovacool, B.K, Schmid, P., Walter, G. and Mackerron, G. (2020), Differences in carbon emission reduction between countries pursuing renewable electricity versus nuclear power, Nature Energy, Vol.5, pp.928-935

稼働に要した費用（676 円/月）よりも小さいことがわかる。つまり、原発ではなく、電力卸売市場等の他の手段によって電気を調達したほうが電気料金は安くなる。東京電力は、柏崎刈羽原発再稼働に固執することによって、電気料金を底上げしていると言える。

そもそも東京電力は、実際に津波対策を怠り、福島原発事故を発生させた。その結果、26.2 兆円を超える損害を発生させている。事故によって生じた放射性廃棄物の処分や廃炉は全く見通せない。そのため、この費用は増加し続ける。このような不確実かつ巨額のコストは、東京電力一社でまかないきれず、結局は税や電気料金を通じて国民に転嫁され、電気料金を底上げしている。原発事故を引き起こし巨額の負担を強いている東京電力に、原発の経済性や原発による電気料金引き下げ効果を論じる資格はない。

2-3. 地域経済への貢献の限定性

原発による地域経済効果については、原発の経済効果は主に工事期間に限定される。建設・保守作業の多くは県外の専門業者に依存しており、地域内での経済循環効果は低い。また、原発関連の雇用についても、専門性の高い技術者は外部から調達されるうえに、労働力不足を背景に、県内の他産業からの転入となるため、地域全体の雇用創出効果が限られると考えられる。また事故時の被害は、極めて大きく、経済波及効果にみあわない⁷。

さらに、原発マネーへの依存構造は、地域の自立的な産業発展を妨げる側面がある。特に電源立地対策交付金依存体質は、自治体の行政に大きな影響を与え、自治体の自立を妨げ、地域の持続可能性を損なう。

以上のことから、経済的観点からも柏崎刈羽原発の再稼働に合理性は認められない。

3. 再稼働の正当性の欠如

3-1. 東京電力は原発を運転する資格がない

柏崎刈羽原発の再稼働は、形式的な安全審査の合格や手続き的整備だけでは正当化されない。原発事故を経験した社会において、再稼働に道理があると認められるためには、事業者に対する地元の信頼が不可欠である。しかし、東京電力にはその資格がない。

2020 年から 2021 年にかけて、柏崎刈羽原発で ID カード不正使用及び核物質防護設備の機能喪失が発覚した。特に核物質防護設備の機能喪失は重大で、複数の機能不全があったにもかかわらず長期間放置されていた。東京電力の管理体制そのものが破綻していたことが明らかである。

原子力規制委員会は 2021 年 3 月、東京電力の「核物質防護に係る適格性」に重大な疑義があるとして、事実上の再稼働審査停止（核燃料物質移動禁止命令）を決定した。この判断は、形式的な安全審査とは次元の異なる組織としての適格性そのものを否定したものであり、極めて異例である。2023 年 12 月に、原子力規制委員会は核燃料物質移動禁止命令を解除したものの、柏崎刈羽原発は依然として他の施設よりも強い監視下にある。

振り返れば、東京電力は 2002 年に発覚した原発でのトラブル隠ぺいでもガバナンスに大きな問題があった。その際も、ガバナンス体制を強化し、福島第一原発事故後も同様にガバナンスを強化

⁷ 上岡直見（2025）「柏崎刈羽原発緊急事態！被ばくシミュレーションはどうなっている？」FoE Japan 連続オンライントーク第 15 回、5 月 30 日、https://foejapan.org/wpcms/wp-content/uploads/2025/05/250530_kamioka_3.pdf。なお、新潟県が公表した地域経済効果に関する調査結果の内容には方法論的問題が散見される。

したはずだった。それでもなお、深刻な問題を引き起こした。

このように、東京電力は福島第一原発事故の当事者であり、かつ、柏崎刈羽原発の稼働が必要であると強く主張しているにもかかわらず、核物質防護の基本すら満たしえないことが事実によって明らかになっている。そのような企業が再稼働を進めようとする事自体、許されない。

3-2. 手続き的正当性の欠如

柏崎刈羽原発の再稼働をめぐる意思決定過程には、制度的・構造的な欠陥がある。とりわけ、事故が起きた際に直接の影響を受ける住民の合意がないことは手続き的正当性を著しく損なっている。

第1に、新潟県は2017年以降、福島原発事故に関わる「三つの検証」（事故原因、避難の実効性、健康と生活への影響）を進めるとともに、「検証が終わるまで再稼働議論は行わない」との方針であった。しかし国や東京電力はこれを無視し、検証が未完了であるにもかかわらず、再稼働に向けた準備を着々と行ってきた。県民の意思確認がされていないにもかかわらず、既成事実化する行為は許されるものではない。

第2に、新潟県民の意思確認方法が明確にされておらず、原発再稼働に手続き的正当性はない。

新潟県知事は、県民投票条例の制定を求めて14万3千人の県民署名が提出された際、賛成または反対の二者択一の選択肢では多様な意見を把握できないとする条例案に否定的な見解を表明した⁸。また、県議会もまた県民投票条例案を否決した。新潟県知事は、依然として県民の意思を確認して再稼働の判断をするとしているものの、直接、県民の意思を問う手続きをとらない無責任な態度に終始している。県知事・県議会多数派は、柏崎刈羽原発の再稼働の是非という明確な争点を曖昧にしていると言わざるを得ない。

このような状況に陥っている根本的原因是、原発事故の影響を直接受ける地域社会の住民が、制度上、意思決定主体として位置づけられていないことにある。地元同意には法的根拠がなく、同意が必要との政府の方針に基づいているにすぎない。そのため、電力事業者と政府は、合意形成を形式的に演出しつつ、実質的には地元の反対の意思を排除して政策を推進することが可能となっている。このような状況では、原発再稼働に手続き的正当性はない。

3-3. 避難計画の実効性の欠如

原子力の安全性は、5つの層からなる深層防護によって確保される。避難計画は第5層に属している。ところが、日本の新規規制基準がカバーするのは主に施設内の設備的要件であり、住民の安全を守る避難計画の実効性については対象外とされている。この制度的欠陥によって、日本は、重大事故発生時において地域住民の生命・健康が保証されない状況におかれている。

柏崎刈羽原発を中心とする30km圏には約42万人が居住している。これは全国原発立地地域の中でも最大級の人口密度である。対象エリアには柏崎市、刈羽村を含む中越地域の多数の自治体が含まれる。またこの地域は豪雪地帯であることも特徴である。しかもこの地域は高齢化が進行しており、避難行動に支援を要する高齢者・障がい者・要配慮者の割合も高い。

避難計画は、想定人口のスケール、移動経路の限定性、受け入れ先施設の容量不足、気象条件など、あらゆる面で実行可能性に疑義がある。実際、UPZ（30km圏）内において一斉避難が必要となった場合、必要とされるバス・自家用車・支援スタッフ・道路網のいずれもが十分ではない。ま

⁸ 「東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する新潟県民投票条例案に対する意見」2025年4月28日
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/0586700.html>)

た、放射線防護措置としてのスクリーニングや安定ヨウ素剤の配布も、時間的・人的制約から確実に実施される保証はない。

新潟県が独自に進めてきた「三つの検証」のうち、避難に関して現実に即した検証は十分にされていない。避難計画における被ばくシミュレーションもされておらず、地域住民には、事故時に実効的な避難ができない状況にある。

避難計画に実効性がないままであれば、原子力の安全性は保たれていないことになる。安全でない柏崎刈羽原発の再稼働は許されない。

4. 再稼働による危険とリスクの押しつけ

柏崎刈羽原発の再稼働は、新潟県民に新たな危険やリスクを押しつける。

4-1. 事故・トラブル時の地域社会経済に対する被害

原発事故が発生した場合の被害は、単なる電力供給の停止では済まない。放射性物質の拡散によって、農業・漁業・観光業などの地域基幹産業が壊滅的な打撃を受け、汚染地域では数十年単位で地域経済が回復不能な状態に陥る。福島原発事故が示したように、放射能汚染によるよって、ふるさと喪失/剥奪被害が発生する⁹。

たとえ事故が発生しなくとも、トラブルや情報隠蔽が報じられるたびに地域の信用が低下し、投資や移住の妨げになる。再稼働は、「経済効果」と称して地域に新たな不安定要因を持ち込む行為であり、長期的な地域振興の基盤を掘り崩す。

4-2. 使用済核燃料・放射性廃棄物が地域に押しつけられる

原発を再稼働すれば、使用済核燃料は確実に増加し、その多くは発電所内または地域内に長期間留め置かれる。むつ市に建設された中間貯蔵施設にその多くが輸送される計画であるとはいえ、これは六カ所再処理工場で再処理することを前提としたものである。六カ所再処理工場は、27回にわたって竣工延期となった。仮に竣工したとしても使用済核燃料再処理は経済的、資源論的に意味がない。再処理が中止されれば使用済核燃料が新潟に送り返される可能性が高くなる。また、今後、柏崎刈羽原発でプルサーマルが実施されれば、これによって生じる MOX 使用済燃料には行き場が無い。

柏崎刈羽原発が再稼働すれば、数年～数十年単位の電力と引き換えに、数万年単位の時間を要する放射性廃棄物問題が新潟県に押しつけられる可能性がある。現在のところ、使用済核燃料をはじめとする放射性廃棄物処分には現実的解決策がないといってよい状況である。柏崎刈羽原発が再稼働すれば、事故リスクと放射性廃棄物がおしつけられるという構造的不公正が再生産されることになる。

⁹ 2025 年 5 月 16 日に新潟県が公表した被ばくシミュレーション報告書

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/450361.pdf>) は、事故時の放射性物質放出想定が福島原発事故の 1 万分に 1 にする等、過小評価している。仮に県の想定(CASE2)を採用したとしても 1 年間住民が滞在すれば 1~20mSV を超える地域が 30km 圏を超えて発生する(上岡直見(2025)「柏崎刈羽原発緊急事態! 被ばくシミュレーションはどうなっている?」FoE Japan 連続オンライントーク第 15 回、5 月 30 日、https://foejapan.org/wpcms/wp-content/uploads/2025/05/250530_kamioka_3.pdf)

4-3. 原発依存の継続がエネルギー転換を妨げる

本来、現在の日本のエネルギー政策に求められているのは、再生可能エネルギーを中心とする持続可能で分散型のエネルギー体制への転換である。しかし原発の再稼働を続ける限り、原発を「維持すべき電源」として制度的に優遇し、系統容量や市場設計、政策資源を原発維持に向けて固定化してしまう。

IEA のネットゼロ報告書¹⁰などに示されているように、世界の気候変動対策の決め手となるのは原子力ではなく、太陽光、風力をはじめとする再生可能エネルギーである。太陽光・風力等の変動性再エネのためには、「柔軟性」が必要である。原発は、出力調整が難しい電源で「柔軟性」がない。そのため、原発を稼働すれば再生可能エネルギーの拡大が妨げられてしまう。柏崎刈羽原発再稼働による短期的な「電源確保」が、需要家・投資家・自治体の再エネ移行の動機を鈍らせ、結果的に、地域主導のエネルギー転換や自治体エネルギー事業の展開を妨げることになる。

5. 新潟県は再稼働を認めるべきではない

柏崎刈羽原発の再稼働には、電力需給上の必要性がなく、気候変動対策としての合理性も存在しない。また、東京電力は原発を運転する資格がなく、再稼働の手続き的正当性が欠如しており、避難計画の実効性もない。さらに、柏崎刈羽原発を再稼働させれば、新潟県民に新たな危険やリスクが押しつけられることになり、持続可能なエネルギーへの転換を妨げる。柏崎刈羽原発再稼働に道理はまったくない。

新潟県は、独自に「三つの検証」を通じて福島原発事故の原因、避難の実効性、健康と生活への影響について検証を進めてきた。これは、地域が主体となって原発政策に向き合い、形式的な「安全確認」ではなく、実質的な納得と選択のための知的・政治的努力を積み重ねてきた稀有なプロセスであった。その新潟県が、形式的な要件の充足だけを根拠に再稼働を認めれば、それは、これまでの検証の積み重ねと県民の主体的な関与の意義を自ら否定することになる。

再稼働を認めないという選択は、地域エゴではなく、地域が持続可能なエネルギー社会・経済社会を構想し直すための出発点である。再生可能エネルギー、地域主導の電力事業、地場産業と連携した地域内循環型経済、災害に強いまちづくりといった複合的な地域戦略は、脱原発という選択を基軸としてこそ展望可能となる。新潟県は、再稼働を認めるべきではない。

¹⁰ IEA (2021), Net Zero by 2050: A Roadmap for the Global Energy Sector, July (3rd revision)